クーリング・オフ制度

突然訪ねてきたセールスマンの巧みな勧誘に、ついうっかり高額な商品を購入してしまい後悔をしたことはありませんか。

そんなとき、消費者に冷静に考える期間を与え、一定の条件下であれば、消費者が業者との契約を一方的に解除することができる制度を「クーリング・オフ制度」といいます。

「訪問販売」「電話勧誘販売」については、契約書面を受け取った日から8日以内、「連鎖販売取引（マルチ商法）」については、契約書面を受け取った日から20日以内であれば、消費者から一方的に申込みの撤回や契約の解除を申し出ることができます。

手続きは、契約の解除（または申込みの撤回）する旨をハガキに書き、両面をコピーして保存のうえ、郵便局から簡易書留、特定記録郵便等で業者に送付してください。

ただし、化粧品などの消耗品は開封したりすると解約できない場合があります。

詳しくは、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

契約（申込）日　平成○○年○○月○○日
販売会社名　株式会社○○○○
商品名　○○○○○○○○
担当者名　○山　○夫
右記契約を解除（または申込みを撤回）します。
平成○○年○○月○○日
（契約者）
北海道○○市○○町○○番地
北海　太郎　印

ハガキの書き方